

第5次朝霞市総合計画後期基本計画の策定に向けた 意見募集について

1 趣旨

本市は、平成28年度から、第5次朝霞市総合計画に基づき、計画的な行政運営に取り組んでいますが、第5次朝霞市総合計画の前期基本計画が平成32年度末に5年間の計画期間の終了を迎えることから、続く平成33年度からの5年間についても、後期基本計画を策定し、市民のニーズを的確に捉えながら、施策を計画的に実施してまいりたいと考えています。

第5次朝霞市総合計画

計画的な行政運営を行うため、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを長期的な視野でまとめた計画です。

- ・基本構想 平成28年度～平成37年度の10年間
- ・前期基本計画 平成28年度～平成32年度の5年間
- ・後期基本計画 平成33年度～平成37年度の5年間 ※策定対象

市では、市民の皆様の声を踏まえ、計画を検討してまいりたいと考えております。そこで、今後計画づくりを進めていく上での参考とするため、将来に向けて市が取り組むべきことやまちの課題等について、市民の皆様から広く意見を募集します。

2 意見募集期間

平成31年4月1日（月）から12日（金）まで

3 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 第5次朝霞市総合計画について利害関係を有する方

4 意見提出方法

(1) 意見書に記入すべき必要事項

- ① 個人の場合は、氏名及び住所（押印は不要）。
- 法人又はその他の団体の場合は、事務所の名称及び代表者の氏名、事務所の所在地（押印は不要）。
- ② 意見（将来に向けて市が取り組むべきことやまちの課題等について）。

【例】

- ・安全・安心なまちの実現に向けて今後取り組むべきこと
- ・子育てがしやすいまちの実現に向けて今後取り組むべきこと
- ・つながりがある元気なまちの実現に向けて今後取り組むべきこと
- ・自然・環境に恵まれたまちの実現に向けて今後取り組むべきこと
- ・市が行う調査等で加えるべき項目（市民意識について把握すべき事項）

(2) 提出方法

- ・郵送、FAX、電子メール又は直接持参のいずれか。
- ・匿名及び電話での受け付けは行いません。

※メールで送信する場合は、件名を「意見募集」としてください。

(3) 様式

- ・様式は問いません。必要事項を記入し提出してください。

5. 関連資料の公表

- (1) 第5次朝霞市総合計画後期基本計画の策定に向けた意見募集について
- (2) 第5次朝霞市総合計画後期基本計画 策定の流れ（案）
- (3) 【参考資料】第5次朝霞市総合計画及び前期基本計画

6. その他

- (1) 提出された意見については、個別の回答は行いません。
- (2) 提出された意見は、後日、市ホームページ等で公表します。
- (3) 意見の内容以外の個人情報は公表しません。
- (4) ここで知り得た個人情報は、意見の取りまとめ以外には使用しません。
- (5) 策定の検討過程において、別途、意見交換の場を設ける予定です。

7. 問い合わせ・提出先

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市政策企画課
電話：048-463-3089（直通）
FAX：048-467-0770
E-mail：seisaku_kikaku@city.asaka.lg.jp